



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

第 141 号

TEL: 0263-34-4488
FAX: 0263-34-0054

★長野県の最低賃金が 改正されました

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。賃金の最低額を保証することによって、低賃金労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たすもので、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用となります。

長野県最低賃金

時間額 848円

令和元年10月4日から適用

なお、下表に掲げる産業で働く労働者には、産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	872円	平成30年11月27日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関連造業	883円	平成30年11月27日

各種商品小売業	835円 (10月3日まで) 10月4日～ 改正するまで 848円	平成30年12月31日
印刷、製版業	827円 (10月3日まで) 10月4日～ 改正するまで 848円	平成30年12月31日

令和元年度の産業別最低賃金額は、現在審議中です。決定されるまでは、地域別最低賃金額が適用されますのでご注意ください。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ・ 臨時に支払われる賃金
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ・ 所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ・ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当